

財務省告示第二百五十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年五月二十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年五月二十四日

財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	募集の価格	利率	経過利子の払込み
利付国庫債券（十年）（第二九五十九回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額	額面金額で百五十億円	百五十億円	五十万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年五月二十五日	額面金額百円につき百円	年一・五パーセント	（一）日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす

る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に出しは、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子以
 償還期限
 償還金額
 元利支

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十六年三月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行

十 十
九 八

払 募 払
込 集 場
期 期 所
日 間

平 十 平
成 六 成
十 年 十
六 五 六
年 月 年
五 十 五
月 九 月
二 日 十
十 三
五 日 日
日 まで 日
から
平
成